

著作者人格権、著作者死亡後の人格 的利益の保護

著作権法

弁護士 尾関孝彰

2026年5月11日

著作者人格権

- 著作者は、経済的権利である著作権とは別に、**著作者の一身専属権（59条）**である著作者人格権を取得する。
- ベルヌ条約6条の2は、著作者（author）が、経済的権利を譲渡した後も、著作者の名誉と社会的評価を守るための氏名表示権と同一性保持権を有することを規定している。また、ベルヌ条約6条の2は、これらの著作者人格権（moral rights）が、著作者死亡後も、少なくとも著作権の存続期間が満了するまでは存続することを規定している。
- 日本著作権法は、著作者人格権に、氏名表示権と同一性保持権に加えて、公表権及び113条11項のみなし著作者人格権が含まれることを規定している。
- 著作者人格権： ①公表権、②氏名表示権、③同一性保持権、④113条11項のみなし著作者人格権（著作者の名誉又は声望を害する方法による著作物利用を禁止する権利）
- 60条、116条は、著作者が死亡した後の著作人格権の保護を規定している。
- 著作者人格権は、**著作者の著作物に対する思入れ**、及び**著作物が生み出す著作者の社会的評価**を保護法益とする。

ベルヌ条約6条の2（Article 6bis – Moral Rights）

“(1) Independently of the author’s economic rights, and even after the transfer of the said rights, the author shall have the right to **claim authorship of the work** and to **object to** any distortion, mutilation or other **modification** of, or other derogatory action in relation to, the said work, **which would be prejudicial to his honor or reputation**.

(2) **The rights granted to the author in accordance with the preceding paragraph shall, after his death, be maintained, at least until the expiry of the economic rights**, and shall be exercisable by the persons or institutions authorized by the legislation of the country where protection is claimed. ...”

著作者人格権

- 著作者人格権は、一身専属権であるため、譲渡不可(59条)、相続不可（民法896条但書き）、放棄不可と考えられている。契約実務上、著作者と著作物利用者との間で、著作者人格権放棄の合意に代えて、**著作者人格権不行使の合意**がなされている。一般的に、裁判所は、著作者人格権不行使の合意の有効性を認めている。
- 法人において職務著作が成立した場合には、法人が著作者人格権の享有主体となる。自ら精神活動をしない法人が、自然人と全く同じ著作者人格権を有することには疑問がある。法人の著作者人格権の範囲が減縮される、差止請求が権利濫用と判断される、あるいは精神的損害不発生と判断される余地はある。

59条（著作者人格権の一身専属性）

「著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。」

民法896条（相続の一般的効力）

「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。」

18条1項前段

「著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。」

- 公表権は、未公表の著作物について、公表の有無及びいつ公表するかをコントロールする権利。
- ただし、同意なく公表された著作物については公表権が維持される。
- 公表権行使の態様：
 - ✓ 「（公衆への）提供」： 著作物を化体する有体物の占有を移転する行為 ex. 書籍の譲渡又は貸与
 - ✓ 「（公衆への）提示」： 著作物を化体する有体物の占有の移転を伴わないで、著作物を伝達する行為 ex. テレビ番組のテレビ放送
- 公表権には、経済的権利の側面もある。例えば、作品リリース前の公表を差し控えることにより作品リリース時に世間の注目を引き付けて高い顧客誘引力を発揮する、あるいは最も高い価格で作品を販売できるときまで公表を差し控えて商品価値を温存するという経済的権利の側面がある。

公表権

- 公表権は、未公表の著作物を対象とする。一旦、著作者の同意の下、著作物が公表されると、公表権は消滅する。
 - 著作者の同意なく公表されても、公表権は消滅しない。
- ✓ 未公表か公表済みかが問題になったら、4条、3条を参照する。
- どのような場合に公表された状態になるかは4条で規定されている。
 - ① 複製物による公表： 複製権者（そのライセンシー、出版権者を含む）が、3条所定の「発行」をした場合
 - ② 複製物を用いない公表： 提示権者（そのライセンシーを含む）が、上演、演奏、上映、公衆送信、口述又は展示の方法で、当該著作物を公衆に提示した場合
 - ③ 建築の著作物の公表： 建築の著作物について、複製権者が建設した場合
 - ④ 展示権対象著作物： 45条1項の原作品展示者による公衆への原作品の展示

※美術の著作物又は写真の著作物の原作品の所有者は、展示権者の同意を得ることなく、その原作品を公に展示する権利を有する（45条1項）。

- 複製物による公表（「発行」）は、原文に代えて翻訳文によってもなされ得る（3条2項）。
- 複製物を用いない公表は、原文に代えて翻訳文によってもなされ得る（4条3項）。

2条5項（公衆の定義）

「この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。」

➤ 「公衆」は、**不特定の者又は多数の者**を意味する。

- 複製物を用いない公表の場合、実際に著作物に触れた者が一人であっても、不特定人への著作物の提示、すなわち公衆への著作物の提示に該当し得る。例えば、誰でも出入りできる展示室で美術の著作物が展示権者により展示された場合、実際にその展示室に入って当該著作物を見た人が一人であっても、不特定人への著作物の提示に該当する。

4 条（著作物の公表）

「著作物は、**発行され**、又は第二十二條から第二十五條までに規定する権利を有する者若しくはその許諾（第六十三條第一項の規定による利用の許諾をいう。）を得た者若しくは第七十九條の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾（第八十條第三項の規定による公衆送信の許諾をいう。以下同じ。）を得た者によつて**上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示の方法で公衆に提示された場合**（**建築の著作物**にあつては、**第二十一條に規定する権利を有する者又はその許諾**（第六十三條第一項の規定による利用の許諾をいう。）**を得た者によつて建設された場合**を含む。）において、公表されたものとする。

2 著作物は、第二十三條第一項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者若しくは第七十九條の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者によつて**送信可能化された場合**には、公表されたものとみなす。

3 **二次的著作物である翻訳物**が、**第二十八條の規定により第二十二條から第二十四條までに規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信若しくは口述の方法で公衆に提示され**、又は第二十八條の規定により第二十三條第一項に規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて**送信可能化された場合**には、**その原著作物は、公表されたものとみなす**。

4 **美術の著作物又は写真の著作物**は、**第四十五條第一項に規定する者によつて同項の展示が行われた場合**には、公表されたものとみなす。

5 著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば第一項から第三項までの権利を有すべき者又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は、それぞれ第一項から第三項までの権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして、これらの規定を適用する。」

3 条（著作物の発行）

「著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第二十一条に規定する権利を有する者若しくはその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。以下この項、次条第一項、第四条の二及び第六十三条を除き、以下この章及び次章において同じ。）を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾（第八十条第三項の規定による複製の許諾をいう。以下同じ。）を得た者によつて作成され、頒布された場合（第二十六条、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）において、発行されたものとする。

2 二次的著作物である翻訳物の前項に規定する部数の複製物が第二十八条の規定により第二十一条に規定する権利と同一の権利を有する者又はその許諾を得た者によつて作成され、頒布された場合（第二十八条の規定により第二十六条、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利と同一の権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）には、その原著作物は、発行されたものとみなす。

3 著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば前二項の権利を有すべき者又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は、それぞれ前二項の権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして、前二項の規定を適用する。」

- 「発行」（3条1項）とは、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、複数権者（そのライセンシー、出版権者を含む）によって作成され、譲渡権者・頒布権者・貸与権者の権利を害さないで頒布されることを言う。
- 「頒布」（2条1項19号）とは、有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することを行う。

東京地裁平成12年2月29日判決、東京高裁平成12年12月25日判決（中田英寿事件）

【事例】

- 原告が執筆した詩の著作物（「本件著作物」）が原告の中学校の「学年文集」に掲載され、同中学校の教員・発行年の卒業生300人以上に配布された。
- 原告は、当時、学年文集への掲載・配布（複製、及び複製物の配布）を承諾していた。
- ワールドカップ・フランス大会（原告は同大会で日本代表チームのエースとして活躍することが期待されていた）が開催される直前、本件著作物が無断で書籍（「被告書籍」）に掲載され、被告書籍が市場販売された。

◆ 被告書籍の市場販売は、本件著作物についての公表権を侵害するか？

【裁判所の判断】

- 教員・卒業生300人以上は、特定・多数人、すなわち「公衆」（2条5項）に該当する。
- 300部は、学年文集の性質に応じ教員・卒業生の要求を満たすことができる相当程度の部数と言える。
- そのため、学年文集は、譲渡権者（原告）の権利を害さないで、「公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物」が、複製権者（原告）の承諾を得た者（ライセンシーである学年文集発行者）によって、作成され、公衆に譲渡（「頒布」）されたことになる。すなわち、学年文集に含まれる本件著作物は「発行」（3条1項）されたことになる。
- そのため、本件著作物は、学年文集の発行により公表されたことになる（4条1項）。
- 本件著作物は既に著作者の同意を得て公表されたものなので、被告書籍が市場販売される以前に公表権は消滅している。ただし、引用に該当せず、複製権侵害ではある。

※ プロサッカー選手としてのキャリアとは無関係の私生活上の事実についての記述・写真はプライバシー権を侵害する。

■ 二次的著作物についての原作者の公表権（18条1項後段）

18条1項

「著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著物とする二次的著作物についても、同様とする。」

- 原作者は、二次的著作物の公表権を有する。例えば、未公表小説が翻訳された場合、翻訳文を公表するためには、原作者である小説執筆者と、二次的著作物の著作者である翻訳家の両方の同意が必要になる。
- 28条権利者により翻訳物が発行された場合には、原著物も発行済みとみなされる（3条2項）。
- 28条権利者により翻訳物が公衆に提示された場合には、原著物も公表済みとみなされる（4条3項）。
- 他方、原著物が発行されることにより、翻訳物が発行済みとはみなされない。

著作者による公表の同意の推定（18条2項）

- 著作権の譲受人が譲り受けた著作権の行使により未公表著作物を公衆に提供又は提示する行為については、著作者は公表に同意したと推定される（18条2項1号）。
- 複製権と譲渡権を取得した者による著作物の公衆への提供は、「発行」・「公表」に該当する。
 - この場合、18条2項1号の推定が覆滅されない限り、公表権は消滅する（18条1項前段）。
- 上演権、演奏権、上映権、公衆送信権、口述権、展示権（22-25条の権利）を取得した者による著作物の公衆への提示にも、上記が当て嵌まる。

著作者による公表の同意の推定（18条2項）

- 美術の著作物又は写真の著作物の原作品を譲り受けた者が、当該原作品の展示により未公表著作物を公衆に提示する行為については、著作者は公表に同意したと推定される（18条2項2号）。
- 原作品所有者による45条1項に基づく公衆への提示がなされた場合、4条4項により公表済みとみなされる。
 - この場合、18条2項2号の推定が覆滅されない限り、公表権は消滅する（18条1項前段）。
- 29条により映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属したとき、その著作権の行使により未公表著作物を公衆に提供又は提示する行為については、著作者（16条の「映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」）は公表に同意したと推定される（18条2項3号）。
- 29条により複製権と譲渡権を取得した映画製作者による著作物の公衆への提供は、「発行」・「公表」に該当する。
 - この場合、18条2項3号の推定が覆滅されない限り、公表権は消滅する（18条1項前段）。

氏名表示権

■ 氏名表示権

19条1項 「著作者は、その著作物の**原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し**、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。」

- 著作者は、著作物の原作品に、又は著作物を公表する際に、著作者名の表示の有無、及びどの氏名（実名／ペンネーム、芸名等の変名）を表示するかをコントロールする権利を有する。
- 原著作物の著作者は、二次的著作物について、公表権に加えて、氏名表示権を有する。
- 二次的著作物を公表する際、原著作者の希望に応じて原著作者名を表示しないと、原著作者の氏名表示権を侵害することになる。例えば、小説を映画化した場合、映画の著作者クレジットに、原作小説執筆者の希望に応じてその著者名を表示しなければならない。

■ 氏名表示権の制限

19条2項 「著作物を利用する者は、その著作者の別段の意思表示がない限り、その著作物につきすでに著作者が表示しているところに従って著作者名を表示することができる。」

- 例えば、著作者がその著作物にあるペンネームで著者名を表示していた場合、この著作物を公表する者がその例に従って著者名としてペンネームを表示したとき、19条2項により氏名表示権侵害を免れる。

19条3項 「著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる。」

- ◆ 自動車の広告に掲載される自動車の写真に撮影者名を表示しなかった場合、氏名表示権侵害となるか？19条3項の抗弁は成立するか？

【考慮要素】

- 見る者の注意を広告対象である自動車に引きつける必要性。
- 著作者が広告主のニーズに応じて製作した著作物なので著作者人格権の保護法益（著作者の著作物に対する思い入れ、著作物が生み出す著作者の社会的評価）は小さいと言える。
- 自動車の広告については、写真撮影者名を表示しない慣習がある。

- ◆ 演奏会において作曲者名をアナウンスせず、配布物（プログラム・パンフレット等）にも作曲者名を記載しなかった場合、氏名表示権侵害となるか？

- ◆ 演奏会において作曲者名をアナウンスしなかったが、配布物（プログラム・パンフレット等）には作曲者名を記載していた場合、氏名表示権侵害となるか？

- 演奏の際に作曲者名をアナウンスする慣習がないが、配布物に作曲者名を表示する慣習はありと事実認定すると、配布物については19条3項は適用されないと考えられる。そのため、配布物にも作曲者名を表示しないと氏名表示権侵害になる。他方、配布物に作曲者名が表示されていたのであれば、演奏の際に作曲者名をアナウンスしていなくても氏名表示権侵害にはならない。

- ◆ BGMの有線放送において、作曲者名・作詞者名をアナウンスしなかった場合、氏名表示権侵害となるか？

- BGM放送において作曲者名をアナウンスする慣習がないこと、及び視聴者はBGMに注意を払っていないことを理由に、「利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがない」（19条3項）と評価できる。

20条1項

「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」

- 著作者は、著作物及びその題号の改変を禁止する権利を有する。
- ✓ 一般的に題号には著作物性がないが、同一性保持権は題号にも及ぶ。題号のみ改変しても、同一性保持権侵害となる。
- ✓ 著作権者・著作者に無断で翻案すると、翻案権を侵害すると共に、同一性保持権も侵害することになる。
- ✓ 原著作物から大きく乖離し、**原著作物の本質的特徴を直接感得できなくなった場合**には、原著作物が改変されたのではなく、別個独立の著作物が創作されたことになるので、翻案権・複製権侵害にも、同一性保持権侵害にもならない。

同一性保持権の制限

20条2項

「前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

- 一 第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの
- 二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変
- 三 特定の電子計算機においては実行し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において実行し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に実行し得るようにするために必要な改変
- 四 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」

■ 20条2項2号

- 建築物の改変（「建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変」）は、同一性保持権侵害から免責される。
- 建築物の実用的利用との調整（建築物所有者による当該建築物の実用的利用を保護する）が、20条2項2号の免責の趣旨。

◆ 建築物の実用的利用の観点から改築されるのではなく、専らデザイン変更の観点で改築される場合に20条2項2号は適用されるか？

- ・ [見解1] 20条2項2号は目的を限定していない。また、居住者/利用者にとって優れたデザインは、優れた実用性と評価することができる。 →適用肯定
- ・ [見解2] 専らデザイン変更が目的の改築は、20条2項2号の趣旨に適合した改築ではない。 →適用否定

同一性保持権の制限

- 庭園、ゴルフコース等、建築物以外の土地に定着する実用物である著作物については、20条2項2号の類推適用が考えられる。これらの構造物には、次に掲げる点で20条2項2号の趣旨が当て嵌まる。
 - ・ これらの構造物を実用するために改変が必須の場合がある。
 - ・ これらの構造物を構成する物は、大規模であり、国民経済及び環境保全の観点でできる限り保存されるべきである。
 - ・ これらの構造物は土地に定着しているので他のものに交換できない。
- 20条2項3号
 - コンピュータ・プログラムのアップデート（バグの修繕、処理能力の向上、安全性向上のための修正）は、同一性保持権侵害から免責される。
- 20条2項4号
 - 「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」は、同一性保持権侵害から免責される。
 - 例えば、明らかな誤りの訂正、商品化する上で必要な改変は免責される。

【事案】

- 本件著作物は、恋愛シミュレーションゲーム（題名：ときめきメモリアル）のソフトウェア。
- プレイヤーは、ゲーム内で、主人公の人物像・魅力を示すパラメータを高めることにより、恋愛上の成果を挙げることができる。
- 本来、プレイヤーは、主人公のパラメータが低い状態からゲームを開始する。
- 一審被告は、主人公の優れた人物像・魅力を示すパラメータのセットを格納した被告メモリカードを輸入・販売していた。
- プレイヤーは、ゲーム機に被告メモリカードに格納されたパラメータを読み取らせることにより、ゲーム開始時から主人公の人物像・魅力を優れたものにすることができた。その結果、ゲーム開始直後から、著しい恋愛上の成果を挙げることができた。

【問題点】

- ◆ 被告メモリカードの使用は、プログラムの著作物としての本件著作物の改変に該当するか？
- ◆ 被告メモリカードの使用は、映画の著作物としての本件著作物の改変に該当するか？被告メモリカードを使用しても、著作者が設定したストーリーの範囲内にとどまるか？
- ◆ 直接的な改変行為はプレイヤーにより実行される。そこで、一審被告が不法行為に基づく損賠賠償責任の主体であるか問題になる。

最高裁平成13年2月13日判決（ときめきメモリアル事件）

- ◆ 被告メモリカードの使用は、プログラムの著作物としての本件著作物の改変に該当するか？
- 2条1項10の2号（プログラムの定義）
「プログラム 電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。」
⇒ プログラムは、入力されたパラメータ（変数）に基づく判断事項（例えば、前回入力されたパラメータの数値より今回入力されたパラメータの数値の方が大きいかな否か判断する）と、判断結果に応じた動作（例えば、今回入力されたパラメータの数値の方が大きい場合には、画面に「よくできました！」と表示する）の記述。
- パラメータは変更されるが、プログラムは変更されないと評価することができる。
- ◆ 被告メモリカードの使用は、映画の著作物としての本件著作物の改変に該当するか？被告メモリカードを使用しても、著作者が設定したストーリーの範囲内にとどまるか？
- 本来想定されていたストーリーの範囲（メディアに固定された設定条件の範囲）を超える変更がなされたと評価することができる。
- ※ 本判決は、結論として同一性保持権侵害を認定した。ただし、美術の著作物としての本件著作物を改変したと考えたようにも読める。
- ◆ 直接的な改変行為はプレイヤーにより実行される。そこで、被告が不法行為に基づく損賠賠償責任の主体であるか問題になる。
- 被告メモリカードの唯一の用途は、本件著作物におけるパラメータの変更である。被告メモリカードを購入したプレイヤーは、必ず、被告メモリカードを用いてパラメータを変更すると考えられる。したがって、被告は、被告メモリカードを購入したプレイヤーを手足として自ら改変行為（不法行為）を実行したと評価できると考える。本判決はこの考え方を採用した。
- プレイヤーの改変行為（不法行為）を幫助したとの考え方もあり得る。

113条11項

「著作権者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作権者人格権を侵害する行為とみなす。」

- 著作権者の主観的な感情が害されたか否かではなく、社会的評価としての名誉又は声望が害されたか否かが侵害／非侵害の判断基準になる。
- 例えば、高尚な芸術作品を世俗的な娯楽施設の宣伝広告に使用する場合に、世俗化により、評価としての著作権者の名誉を害していると評価できる。

□ 知財高裁平成25年12月11日判決（漫画 on web 事件）

- 被告に贈与された色紙に描かれた漫画が著作権者の左翼的政治思想を示唆する態様でウェブサイトに掲載された事例で、みなし著作権者人格権侵害が認定された。

著作者人格権の保護期間

- 著作者が個人の場合： 著作者が死亡するまで
- 著作者が法人の場合＝職務著作規定により法人が著作者となった場合： 法人が存続している限り、著作者人格権は永遠に存続する。

著作者死亡後の人格的利益の保護

60条

「著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、**著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない**。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。」

- 著作者死亡／~~法人消滅~~後、「著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為」（60条本文）がなされている場合、**116条所定の一定の範囲の遺族又は遺言により指定された者（請求適格者）**は、差止請求、及び法115条の名誉回復請求（故意又は過失がある場合）をすることができる（116条1項）。
 - 116条は、請求適格者が損害賠償請求できることは規定していない。そのため、誰も損害賠償請求できない。
 - 116条は、著作者が自然人である場合に、60条違反の救済を請求できる者の範囲を規定している。
 - 116条1項は、「一定の範囲の遺族」は孫の代まであることを規定している。
 - 116条3項は、遺族に代えて第三者を請求権者に指定できることを規定している。法人を指定することも可能。ただし、法人が指定された場合であっても、永遠ではない。遺言により指定された者（116条3項）による権利行使期間は、著作者死亡後70年に限定される。
- 著作権が満期失効し、かつ116条所定の請求適格者がいなくなった後の著作物（例えば、著名絵画）は、著作権フリーであると共に、事実上、著作者人格権フリーであり、自由に商品化できる。理論的には60条違反の問題が永遠に残るものの、60条違反を主張できる者がいなくなる。

著作者の遺族による著作者人格権の行使

116条 「著作者又は実演家の死後においては、その遺族（死亡した著作者又は実演家の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。）は、当該著作者又は実演家について第六十条又は第百一条の三の規定に違反する行為をする者又はするおそれがある者に対し第百十二条の請求を、故意又は過失により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為又は第六十条若しくは第百一条の三の規定に違反する行為をした者に対し前条の請求をすることができる。

2 前項の請求をすることができる遺族の順位は、同項に規定する順序とする。ただし、著作者又は実演家が遺言によりその順位を別に定めた場合は、その順序とする。

3 著作者又は実演家は、遺言により、遺族に代えて第一項の請求をすることができる者を指定することができる。この場合において、その指定を受けた者は、当該著作者又は実演家の死亡の日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した後（その経過する時に遺族が存する場合にあつては、その存しなくなつた後）においては、その請求をすることができない。」

※ 著作隣接権に関する部分に取消線を付した。

- 「著作者人格権を侵害する行為」 ← 著作者の生前に著作者人格権侵害があった場合
- 「第60条の規定に違反する行為」 ← 著作者の死後に著作者人格権侵害があった場合
- 著作者死亡後に発生した60条違反行為について、損害賠償請求権は認められていない。差止請求と名誉回復請求のみ可能。
- 法人消滅後の60条違反行為についての権利行使は規定されていない。法人が消滅した後は、法人存続時の著作者人格権侵害についても、法人消滅後の60条違反行為についても、権利行為できる主体はなくなる。

著作者の遺族による著作者人格権の行使

- 「（その経過する時に遺族が存する場合にあつては、その存しなくなつた後）」 → 遺族が指定された場合とのバランスをとるため、遺族存続時まで延長される。
- ◆ 遺族死亡前に、3項の指定を受けた者が死亡／法人消滅した場合、遺族が請求権を承継するか？
- ベルヌ条約6の2条（2）に準拠するために承継させるべきと考える。
- ベルヌ条約6の2条は、自然人である著作者の死亡後、少なくとも著作権が満期消滅するまでは、著作者人格権も保護されることを規定しているが、法人消滅後の著作者人格権の保護は規定していない。ベルヌ条約においても、法人の著作者人格権を保護する必要性は、自然人の著作者人格権を保護する必要性より低いと考えられていると言える。
- 日本著作権法では、法人消滅後の60条の保護を請求できる者は規定されていない。

115条（名誉回復等の措置）

「~~著作者又は実演家は~~、故意又は過失によりその著作者人格権~~又は実演家人格権~~を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者~~又は実演家~~であることを確保し、又は訂正その他著作者~~若しくは実演家~~の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる。」

※ 著作隣接権に関する部分に取消線を付した。

著作者（自然人）死後の著作者人格権行使

	著作者（自然人）生存中に侵害行為がなされた場合	著作者（自然人）の死後に侵害行為がなされている場合
差止請求（112条）	× 著作者人格権は、著作者死亡により消滅した（相続されない）。著作者人格権侵害は過去のことなので、もはや差止請求は不可。	○ 現時点で「著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為」（60条）が行われているのであれば、116条に基づき「60条の規定に違反する行為をする者」に対して差止請求可。 ※故意・過失は不要。
名誉回復請求（115条）	○ 116条に基づき「故意又は過失により著作者人格権を侵害する行為をした者」に対して請求可。	○ 116条に基づき「故意又は過失により60条の規定に違反する行為をした者」に対して請求可。
損害賠償請求（民法709条）	○ 著作者は、侵害行為が発生した時点で著作者人格権侵害に基づく損害賠償請求権を取得する（侵害期間中、毎日、発生する）。相続人が、この損害賠償請求権を著作者から相続して行使できる。	× 116条は60条違反に基づく損賠賠償の請求適格を有する者がいることを規定していない。したがって、誰も損賠賠償請求できない。

112条1項「~~著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者~~」に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。」

著作者（法人）消滅後の著作者人格権行使

	著作者（法人）存続中に侵害行為がなされた場合	著作者（法人）の消滅後に侵害行為がなされている場合
差止請求（112条）	× 著作者人格権は、著作者消滅により消滅した。著作者人格権侵害は過去のことなので、もはや差止請求は不可。	× 116条は、法人の著作者が消滅した後に60条違反に基づく請求をできる者がいることを規定していない。したがって、誰も差止請求できない。
名誉回復請求（115条）	× 116条は、法人の著作者が消滅した後に60条違反に基づく名誉回復請求をできる者がいることを規定していない。したがって、誰も名誉回復請求できない。	× 116条は、法人の著作者が消滅した後に60条違反に基づく名誉回復請求をできる者がいることを規定していない。したがって、誰も名誉回復請求できない。
損害賠償請求（民法709条）	○ 著作者は、侵害行為が発生した時点で著作者人格権侵害に基づく損害賠償請求権を取得する（侵害期間中、毎日、発生する）。清算人が選任されれば、清算人が、この損賠賠償請求権を行使できる。	× 116条は60条違反に基づく損賠賠償の請求適格を有する者がいることを規定していない。したがって、誰も損賠賠償請求できない。

※ 水色ハイライトは、著作者が自然人の場合と同様。

116条1項「著作者又は実演家の死後においては、その遺族…」 →116条1項の対象である著作者は自然人に限定される。

著作者死亡／消滅後の人格的利益の保護に関する事例

- 東京地裁平成15年6月11日判決（ノグチ・ルーム移築事件）をモデルにした事例
 - ・ A及びBは、共同して、大学Yの談話室を設計した。Aは、単独で、談話室の外の庭園を設計した。
 - ・ Aは、X財団に、自己の権利の全てを遺贈した。しかし、遺言に著作者人格権に関する請求を委ねることは明記されていなかった。
 - ・ Aの死亡後、本件談話室と本件庭園は、大学運営の都合上、やむを得ず、元の場所より狭い場所に移設されることになった。その結果、本件談話室と本件庭園は縮小を余儀なくされ、そのために本件談話室と本件庭園の構成は変更された。
 - ・ Bは、大学Yによる本件談話室及び本件庭園の移設と、縮小のために必要な改変を承諾した。

◆ Xは、Aの著作者人格権に関連して、どのような請求をすることができるか？Yはどのような抗弁を主張できるか？それぞれにどのような論点があるか？

【Xの請求】

- ◆ 116条3項の「指定」があったと言えるか？
- ◆ 差止請求は可能か？、損害賠償請求は可能か？、名誉回復請求は可能か？

【Yの抗弁】

- ◆ 庭園について、20条2項2号が類推適用されるか？
- ◆ 60条但書きの「著作者の意を害しない」と言えるか？

著作者死亡／消滅後の人格的利益の保護に関する事例

- Aには著作者人格権に関する処理もX財団に任せる意思があったと合理的に解釈できる。したがって、X財団は116条1項の請求をする適格を有する。
- 既に本件談話室及び本件庭園の改変が完了しているので、差止請求は認められない。
- 著作者死亡後の改変なので、損害賠償請求は不可。116条1項は損害賠償請求権の行使を規定していない。
- 故意又は過失が認定されるので、116条1項・115条に基づく名誉回復請求は可能である。
- 20条2項2号による同一性保持権侵害免責の趣旨として、建築物を実用するために改変が必須の場合があることと、国民経済及び環境保全の観点でできる限り建築物を保存すべきことが考えられる。庭園にも、この趣旨が妥当するので、20条2項2号が類推適用されると考える。
- 底地縮小のために必要な改変は20条2項2号により同一性保持権侵害から免責されると考える。
- 共同設計された本件談話室については、Xによる改変承諾の拒否が審議に反すること（64条2項）が立証された場合には、改変は「著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為」（60条）には該当しないと考える。
- 大学キャンパスは実用的側面が大きい施設なので、Aは構成変更が余儀なくされることを予期できたと考えられる。そのため、本件の構成変更は、60条但書きの「社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合」に該当する。